

夕 務 以 在

○九月五日大樹ノ遠逝ヲ吊スルノ回答

○同八日大樹ノ遺骸帰城報知ノ書翰 此書佚ス書翰目錄ノ所

編載スヲ

續通信全覽卷之三百二十五

編年之部

○丙寅白國往復書翰

二 自七月至九月

十 務 以 在

夕
糸
管

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

丙寅七月七日

白耳義全推使節

上キセルレシ

アウキユステトキント

以書翰申入是今般考國占候条初為取留度付而
 先般英佛豆葉之公使号と様致之上為取留度及稅約
 書之候付番石外國奉行に申立られ候も有之度
 付是送度百為自致致度候譯具謹言

慶應二年丙寅七月七日

井上河内守花押

十
務
管

夕 系 卷

松手周防守花押

松手権殿改花押

送輪本月十日、條ニ載ス

新定物書

日本明治五年戊午
西洋一千八百五十八年日本政府と大徳利太泥亞佛蘭西亞米利

加合衆國荷蘭四ヶ國と取扱へ條約ニ添へある交易

規則第七則ニ定先置へ通り其輸入輸出の運上目録

を改むへき旨右四ヶ國の各代人吏との政府より一

様々命令を請け且又
日本慶應元年乙丑十月四ヶ國
西洋一千八百六十五年十一月

之各代人大使と鄰々折日本政府より輸入輸出之

諸品都白價五分之運上を基本とす右運上月録を改

添ふへ改むへき條を物束へ將日本政府ハ外國との

十 筋 書

交易を盛んし、和親の交際益爲し、人事を欲するの邊を更し顯し、人々爲先日本外國事務先中水野和泉守殿大総利太泥亞の各代人シルハルリーハークス佛蘭西の各代人モツシエルレオシロセス五米利加合流國の各代人エルシポルトマンエスクワイル荷蘭各代人モツシエルドデガラーフアンポルスブルック合議の上た十二條を決定せり

第一條

各政府の各代より此度物書を議定し、全條ハ此物書に添へ、ある運上目録を採用し、各政府の臣民皆

堅くおきを遵奉せしむ事とせり

其運上目録ハ日本と右四ヶ國と取結ある條約に添

へある元々運上目録又代りのみあり、是又日本政府

と大総利太泥亞佛蘭西五米利加合流國政府と是迄

度と取結ひある右運上目録又關係せる別約も代

きるものとは右新運上目録取行ふ事神奈川におお

てハ日本慶應二年丙寅五月十九日より長崎箱館又

おひてハ同六月廿一日よりとせ

第二條

此度之物書に添へある運上目録ハ調停の日より日

夕
夕
夕

本と在四ヶ國と取極ひある條物の内と茶とあきハ
日本未王申年中又至里改む為一とい一とも茶生糸
西洋十八百七十二年七月一日
運上り分ハ此度の物書調子より二ヶ年の後双方
内何きの方よりあるとも六ヶ月前は告知して前
ヶ年中平均相場の上分又基きあきを改る事を求む
為一又杉木の運上り此度の物書調子より六ヶ月前
は告知して時相場又後ひ運上りを細事改免て品
物又後ひ運上りを定る事を得一

第三條

元條物又添へある交易規則の第六則又後ひ是迄取

立米きの免狀料と此度より相成りる荷物陸揚船
積又付ての免狀ハ是迄通りある一とい一とも以
後ハ喜術銀を以て事をあうる為一

第四條

神奈川おのゝ 日本慶應二年丙寅五月十九日 長崎箱
西洋十八百六十六年七月一日
館おのゝ 日本慶應二年丙寅八月廿三日
西洋十八百六十六年十月一日

府輸入するものより運上を細事あり其輸入し品
を蔵入置用意を為さへ一日本政府より其品を預
呈置く間ハ監査英風雨に獲置る可様引渡く為一
方難ハ政府より引渡はと一とも外國商人とも

十
務
省

右荷物大積の受合十分如未を爲す様堅固の上蔵を
取壊後、積込み荷物を輸入する人又は荷主の者を
蔵より引取りんとする時、運上目録通りの運上を
拂ふ爲し、其品物を再び輸出せんと欲する時、輸入
運上を納むる及、以後荷物を引取り、節ハ何きも、蔵
敷を拂ふ爲し、右蔵敷高を貸蔵取扱向規則ハ双方相
談の上、議定せらる。

第五條

日本の産物ハ運送の陸路水路終後の為、先請高費を
付て取立ると通例の運上の外、別々運送運上を納む

る事あり、日本のうち何きの地より、外國交易の爲
先開きある各港へ運送する事勝手あり。

第六條

日本と外國との條約中、外國貨幣ハ日本貨幣と同
程同量の割合を以て通用を爲し、と取扱ある條は、
従ひ是迄日本運上所より、墨尼哥トルラルを以て運上
を納むるときハ壹分銀の量目と比較しトルラル百枚
を壹分銀三百十一個の割合を以て清取未き、然る
處、日本政府おいて、右往來を改先認て、外國の貨幣日
本と貨幣と引替ふ事、又障りあり様あり、又日本通用

の貨幣を不足なき様子を交易を便利としん事を欲
 するより日本金銀吹立所を盛大とせん事を既
 決せり然る上は日本人又ハ外國人より差出せし
 銀て外國金銀貨幣系地金と日本貨幣と吹替へ其諸
 雜費を差引其價の眞位を以て其為先定先ある場可
 およて引替んとを此處置を行ふ為先日本と條約を
 取括ひし各國と其條約を言載ある貨幣通用と關係
 せる簡条を改むる事緊要なきハ右簡条を改むる様
 日本政府より申渡し兼議の上
日本東丁卯年十一月
 西洋一千八百六十八年十一月一日より
 其處置を取行ふ為し

吹替の雜費として取立為高の割合ハ向後双方の
 全權協議のうへ定むる

第七條

運上所請取扱向荷物之陸揚船積及び船人足小運等
 在方ニ付開港場ニ於て是近所出ある不都合を除
 入る為先は各開港場ニ奉行違ハ外國のコンニエ
 ト談判及び双方協議之上右ニ不都合決てなき様規
 則を立交易の通系各人の所務を成へき為多容易
 し且其金もらむる様双方より議定せり
 右規則のうちニ各港ニおいて外國人荷物陸揚船

積の爲先又用ゆる波産揚のうちより荷物兩露と換
せざる様小屋爲里を他も事を書入る

第九條

日本人分又物より日本開港場よりハ海外より
ゆく旅客よりハ荷物を送るハ各程之帆前船蒸氣
船より買入る事勝手あり候ハ軍艦ハ日本政府
の免許ありきハ買入る事を得る

日本人買入ある諸外國船ハ蒸氣船ハ一噸ニ付壹分
銀三圓帆前船ハ一噸ニ付壹分銀一圓の運上を定免
通り桐納り時々日本の船よりハ船目録又書載を以

ハ在喜船の噸数を定むる爲先日本長官の需乞又應
ハ其筋のコンシエルより本國の船目録の寫しを相
示ハ其真を證する

第十條

日本と右四ヶ國と取仕ひある條物且日本政府の使

節日本文久二年壬戌五月九日大總理大臣西政府に
西洋千八百六十二年第六月六日

送きる覺書よりハ同國八月十三日佛蘭西政府へ送
第十月十六日

きる覺書又載せある別物に後ハ日本人と外國人と
交易又ハ交通する事の妨を全く除く爲手紙を以て

日本政府よりハ既又罷書を建しあり候ハ日本に諸

十
務
書

高人政府役人の立合あり相討り日本の開港場及び
此物書中第十條に記載せある仕方より海外へ出る許
しを得きハ各外國においても外國商人と交易する
事勝手ありへく亦日本商人通例高賣り付て取立る
運上より余分ハ日本政府へ収むる事あり且諸大名
并其使用する人々現在取締の規則を守り定通りの
運上を納むるときハ日本役人の立合あり諸外國又ハ
日本の諸開港場より其場所より交易する事左同
様勝手次第ありあり

第十條

日本人より分り構うる日本の開港場又ハ各外國の港
々より日本の開港場よりハ各外國の港々より並
し日本人所持し松又ハ條約漸外國取立て荷物を積
入る事勝手ありあり且既又日本慶應二年丙辰四月九日
西洋十八百六十二年五月廿三日
本政府より觸書を以て布告せし如く其筋より政府
の印章を得きと修行又ハ高買する為各外國より
く事業日本と親睦あり各外國の船中よりおわり諸提
の減事を勤むる事故障あり
外國人雇置し日本人海外へ出るときは開港場の奉
行へ頒出政府の印章を得る事妨げあり

十
筋
少

第十一條

日本政府ハ外國交易の爲先開キある各港最寄航々
の出入安全の爲先聲明臺灣本瀬戸本島を備ふへ

第十二條

此物書取行ふ以前双方政府許允の沙汰を待又及と
キヨ故日本廣應二年丙寅五月十九日
西洋千八百六十六年茅七月一日より取行ふへ

右物書を政府許允のうへハ双方全権其後互に通達

を爲す

右通達之書面ハ双方

君主保隆の代りとし

此證據よりて前々全権此物書文を記し洞中せり

日本廣應二年丙寅五月十三日 江戸より
西洋千八百六十六年茅六月廿五日 江戸より

機各其國語を以て六色を記せり

十一
勅
書

[Blank document area]

丙寅七月七日

白耳義全推使節

工キセルレニヒ

ヲウキユステトキントヒ

以書翰申入者別封赤老中より被差送有御書写々英
冊並葉四五冊とも各其圖形を以て取替せらるる候
亦取方別段和葉之條文々不致漏と以つとも存る
不致合より存り、英葉いつき之文、るも取公使号
不致出せし書面々写差進可申召候合以取被申致
取存候譯具謹言

慶應二年丙寅七月七日

夕 瀬 川

兼 池 仔 孫 守 冠 押

星 野 俊 中 守 冠 押

丙寅七月八日仕出 閣 卷 八

一 各 國 公 使 岡 士 江 毛 利 大 隈 別 紙 々 通 罪 狀 有 三 上 下
り 征 討 及 び 候 旨

罪 狀 書 添

三 百 五 番 二 百 四 十 四 冊

七 月 八 日 河 内 守 殿 江 上 上 下 但 一 罪 狀 書 々 由 上

々 不 相 成 事

此 書 最 快 入 由 上 下 二 書 翰 目 録 一 所 載 下
揚 々 サ レ ト 恐 ラ ク 達 セ サ ル ナ ラ ン

十 務 省

夕 彌 州

條約條判之時余は日本を全權へ尋六月二十五日の
約書の取極より、調印せんとすを求むるに全權は之を
同意せり然る所全權政府より余に報告して日本政
府は余より新約書を送り之を書翰を隔てて約書の取
極を白耳義へ達す處いと云へり
此より長門きたる條判を達し且余より異存ありては
亦を為免余より古く書翰より同意せり
保しむがごとく書翰は約書の取極を王國白耳義政府
に達するこの執を明白に記す事等答のよのあり
余又閣下より次件を告ぐ約書より調印したる四ヶ國の

下

外は何色の國よとも之を調印す處よりか又は新よ
取極ひある條約之を隔る事となりるへいと日本
の全權より余に告げたきとも伊太里との條約より約
書の取極を隔るとの執を余は兼知せり恐惶敬白

オーキュストキントデロデニベキ

礼 ケ

下 礼

条約條外國より、兩連相成るべき處を以て申候
迄近より以後新よ取極を隔る事約書より
取極を隔る事なく事々申候事候事なく候被

下 務 書

刊中新条約如素之節、各稿と相成るを以
縁之而款合に増し、付只受空國同極といふ
に及之を疑ふ多し申す所候、付右等と異違
存右札申立所候とも可有之節之事

往翰本月七日ノ條ニ載入迄書ナレハ別ニ回答
ニ及ハサリニ者也

丙寅七月十六日

白耳義全權使希

マキセルレニシ

アウキエヌテトキントは

貴國は八月一日附書簡及び披露其許言致す意を境
せらるゝを免致

大君殿下は新報共益四通り並ヤフトゲウエール及
其パトロとの入りたる箱等故金封箱を被呈願及せり
右々

大君殿下所儀先は奉相言上可及是等段回答如是片

拜奥謹言

慶應二年丙寅七月十六日

井上河内守花押
松平因房守花押
松平龜殿政花押

未翰六月廿一日ノ條ニ載ス

丙寅七月十六日

白身義全様使赤

エキセルレシ

アウキユステトキントレ

以書翰申入候我軍務執政其許に面晤之儀神奈川奉
行支取向之者を以申入候處何様之用向之候哉且
右様之儀之拙者共より以書翰可申入旨被申聞し由
兼知古呈右之旨其許より我軍務執政に書翰を以
面晤之上其圖書被差出度旨被申立候様有之より
別其志願之趣ぞ少き儀之候間来日廿日西洋八月
廿九日

十
務
書

夕
和
省

執政邸宅より接待可致及三付十九日西洋八月廿八日申出府
被致候様いあし度致候可申入旨奉務執政より命せし
之如此候様具漢言

慶應二年丙寅七月十六日

系池伊豫守花押

宗田日向守花押

星野俊中守花押

江連加賀守花押

朝比奈甲斐守花押

石野荒前守花押

閏老元ノ復翰ハ本月廿日ノ条ニ載ス

十
勤
省

[Blank area for text]

西書狀致見在然其未以十七日葡國公使並白
 耳義使藤江西老中方西邊之候而西老有義省之
 十六日申之西府致一尾極西沙比之趣、付番切
 候之云々西申致之致致義知則昨致之、日申
 入尾如何也義省中、付番今致之而之以為
 申込尾尾葡國公使致之、昨十六十七五日大用而
 有之西府相成並致之、十九日西府廿日西邊之
 候五願度致申之、白耳義使藤江何致之西用而
 之、尾即西用而之、分り並尾之、西府致致申之

夕 飛 雀

尾在昔之為之者概方之書籍之有用物也
而申紙尾概發一皮紙等申時等紙一有之尾且首
圖之使十九日四府之尾支之尾後之尾ハ
之支配而為附臨四府為發尾積有之尾右之紙尾
概可附而意如紙尾尾以上

七月十五日

早川秋登守

石野筑前守

為以佛人フ口リヘラ儿ト並ペテシカウテツト
社中名代人片之書管紙封紙和春紙之書管
壹封紙合之封紙而違書之紙是以上違則別紙清

反海書之尾進申紙以上

夕 飛 雀

夕
羽
准

昨十五日附葡國公使白耳義使希口語老中方語
 逐之候、付素切使を以て得語意候処別之に
 語達之處葡國公使十六十七兩日を用向有之
 據之十九日世府廿日語達之候相廻度旨申之
 候趣白耳義使希を用向難相分且右様之候之松
 者共より以書翰申入候様以爲度旨申立候趣
 彼作職委細兼知以爲然之變有之候之付之
 葡國公使、今日以書翰申立候之付有之語老中
 方、語返簡を以明日致作遣候様有之候將白

十一
卷

夕 種 雀

辱義使席々之批者共々別紙之通以書簡申入候
間其函會之函取行有之候様以爲度共返函
報責可得所意如是所度候以上

七月十六日

里野俊中守

兼池仔孫守

早川秋登吉松

尚々佛人フロリヘラルト丞ペテシクウテツト
社中名代人ハ之書簡甚同國人和春ハ之書簡共
都合ニ封函違相成右情取込書致遺落以爲
候

一 白辱義使席々之批者共々別紙之通以書簡申入候
間其函會之函取行有之候様以爲度共返函
報責可得所意如是所度候以上

夕 種 雀

夕 刊



丙寅七月廿日

白耳義使臣報

千八百六十六年八月廿八日於換候

江戸に在る外國事務執政閣下

余外國奉行より之書翰を落手し本日早之時江戸に

即ち強き旨を以日神奈川奉行より通達し候に

然るに天氣甚く暑しきハ余々四五日と候に候ハ

次

癸八月廿四日閣下之命も亦有り候に候ハ十

分より病うき事と余々思ふありこの候に神奈川

外 務 省

奉行階層之通牒にて所定中を明日余は面會さべし
 と云已借一多里候時若し閣下より書翰にて其事を
 通達ありハ御令翌日之接近甚とも余を直々面會
 候事苦むる事あり
 故に双方都合を為閣下より書翰にて可成り外國
 行を以て可通達あり候事に閣下知り給ふべし
 閣下より取扱らるる事あり日下終て面會は事終ハ
 事あり候事候旨之日は二週日後に以て余も三四日江
 戸に滞留せんとす候事あり
 慶應二年七月十六日附閣下之書翰を余に取扱らるる
 事あり候事候旨之日は二週日後に以て余も三四日江

下落せり然れども書簡蘭文譯中又記載せし目錄
 亦二品物を余に与り落し書翰并具譯書

アウギエヌトキント

外國奉行ヨリノ往翰ハ本月十六日ノ条ニ載ス
 同廿九日星野備中守對話濟ノヨシニテ別ニ四
 答ニ及ハサリシ者ナリ

外務省

[Large empty rectangular frame, likely for a photograph or drawing.]

丙寅八月三日

譯文

白耳義王レオポルト第二世

我良兄我良從兄多る其く貴く甚く扱てたる且其く
強威何るプリンスケイセルレーキ及ヒコーニシカ
レーキマリーエステイト日本に大君を白耳其く其く
高橋をプリンスある余我甚親愛せり又マリーエステ
イト國王レオポルト第一世大痛を罹り壯勇を以て
臨へたる後本月十日ラツケニ撤して遠逝せらゆを
ケイセルレーキ及ヒコーニシカレーキマリーエステ

外務省

イト又若くはふとの一務勞を敢きり
次大故ハ敢り王妃王族を以て皆深く悲哀又泣き
し先國中人民も悉く大に哀嘆し之十四年餘國内を
安穩に務養を盡く統御せし先王を哀慕せり○白耳
義國王位を嗣く命を更事原律に從誓約を以て
あは後治に統御の大任を敢きり此事を述ぶケレセ
レレキ及ヒユイニクレーキマエステイトに告
ぐ○今余も若くは所の次大故ハコイニクレーキ
及ヒケレゼルレキマエステイトも必之を聞
き同嘆し給えんと思へり○余ケレゼルレキ及ヒ

コイニクレーキマエステイトを神冥の加護せ
んことを祈ふ

千八百五十五年即我即位第一年八月十八日我國
首府ブリュッセルの王宮に於て書き

ケレゼルレキ及ヒコイニクレーキマエステ
イトの親徳ある兄弟及ヒ後等ある

レラポルトに記

白耳義國王マエステイトの外

國吏勢執政

セロジールに記

外 務 省

夕
種
備

秋良兄及び良後兄なる

最々最高最強のフリスケールゼルレーキ及びヒ

ーニングレーキマーエステイト

日本大君より呈上

丙寅八月八日

白耳義全権役節

早キセルレンシー

アウギエステトキントハ

以書翰申入候家

大君殿下所不例ニ付別紙ニ通布告有之候旨心謝之

為元右馬差送り候状候申入候旨具候旨

慶長二年丙寅八月八日

井上河内守花押

松平周防守花押

十
務
書

松平龜藏辰徳

夕 系 押

又方據所傳決程中より所不例致為在後變遊く所般
号致為増致、付其上第一所免寫、も致為
至其の、而相傳之、第一稿中納言殿占致 作出書且
防長所進行之故、至意、付為所存代而、而薄致成在
概号又致 作出書

十一 務 留

丙辰八月十二日

千八百六十六年九月十九日携傍に於て

外圍交務執政閣中の呈状

本月十五日余外圍奉行星野俊中より届りて付
係始書より付傍候にあり

余日本に在留する日限終るを以て右に申渡件を取
届せんと爲し勢を以て速に外圍奉行を来りしむるべし

○右の更と取決せんとするは、是を利と取決び相
成ある物書を由耳義と細申すより外ありとすべし
但し運上届候より已に係始申し入るべきを以て之は

を疎くべしと懐敬白

ヲウキエトキトテロトキトキト

菊池伊豫守星野備中守神奈川表江出巻對話濟
ノヨミニテ別ニ回答ニ及ハサリシ者ナリ

夕
種
備

丙寅八月十二日

十八百六十六年茅九月十九日横濱より於て

外國支務執政閣下ニ呈呈

余慶應二年八月八日附貴翰並ニ別紙觸書共落付せ
り但喜觸書を若し大君マイステイト大切の様子又
至り給ふふとあれバ一橋公セイ子、ホーカヘイトを
其嗣とあ良ふとを載るるものあり

余右様幸ある携琴を日本政府又祝し且セイ子、ホー
カヘイトとセイ子マイステイトの名代として戦争
を取届し日本國再び速く大平とあらんふとを望む

十
務
省

恩懐歌白

ヲウキエスト、トキント、テローチンベキト記

往翰ハ八月八日ノ条ニ載ス復書ナレハ回答ニ
及ハス

夕
雅
集

丙寅八月廿二日

十八百六十六第九月廿九日撰漢ニ於て

外國奉行

菊池伊藤守君
星野俊中守君

過日會話にて約せし通り余君は新約書の佛文寫し
書を寫す○君は約書に前書大に意ありふとを以
てし信ふ也○余君は最初會話に前記ありふとを以
て君の方にて嫌ひ信ふとふに甘余は熟考しとる前
と同様と爲し盡く事能はず

余再び別紙として呈せる最初の下葉(第一号)と新約

外
密
書

書を取換ふの平常の法あり知悉とも若し之を差
誤せざるありハ第一号ノ案通リ前書を変更する事
切要あり

余僕ら君の即答を願ふ思惟致白

アウキユスト、キント子記

返輪本月廿四日ノ條ニ載ス○佛文写ハ供ス

第一号

付添物書

白耳義國全權及日本國全權両國の間ニ和親貿易航
海の條約を取換ひ之を十分ニ為さんが爲メ左の
付添條々を決定せり

一條より十一條まで

此付添物書之を保證す爲メ且其保證と改メ可
ク其邊ニハ産ム終テ取替セキ八百六十七年一月一
日より之を施行すべしに産ム終テ

芽武号

白耳義國と日本國と芽八月一日に戸子於て和親貿易の條約を取結ひ且白耳義國全權と白耳義國王マイステイト政府の名もて日本名代人と大不列顛佛蒙西荷蒙及亞米利加合眾國の名代人と千八百六十六年芽六月廿五日又調子ある約書の主意を為せる要用なる取極を以て右條約を十分と為さんことを欲し得又日本政府も兩國之和親貿易の交際を厚ふせんが為同様之意あるの證を表さんと欲し白耳義

使節レヲポルト義舎のヲヒシール、白耳義團王マイ
ステイトの全權へール、アウギユステト、キントと左
の十一條を改定する又要用ある全權を兼池仔徳吉
及星野恆中と共へあり

外務省

丙寅八月廿四日

白耳義団權使節

望キセルレンシ

オーキユステトキント江

貴國第九月廿九日附書勅并約書佛文馬呂底自約書
前文々被差取一第ニ号下条通り治定可被差取其後
最知被致度條約約書佛文馬呂底自約書
おろひき尋具渡言

慶應二年丙寅八月廿四日

兼池仔徳守冠押

外務省

星野恆中守花押

未翰本月廿二日ノ條ニ載ス

丙寅八月廿五日

白身義全権使節

王キセルレニシ

アウキユステトキニト

貴國等八月一日附書報落ニ余等江馬三箱被差
贈喜所宛寫之禮意不淺感附以爲之度隨之別紙目錄
之物件種其件厚意、御之爲之命等より差進之度回
答等次段申入候拜具謹言

慶應二年丙寅八月廿五日

井上河内守花押

外務省

夕
雅
清

松平因防守花押
松平隆敏花押

未翰六月廿一日ノ條ニ載ス返翰本月廿八日ノ
條ニ載ス

目録

一 梨子地高府繪度蓋 一 枚

一 松竹梅折枝府繪托重 一 組

但小道具附

一 松ノ層府繪文庫 一

一 花鳥丸秋府繪花瓶 一對

以上

外務省

外務省

[Large empty rectangular frame]

丙寅八月廿七日

白耳義全権使節

エキセルレニシ

アウギユステトキニト

以書翰申入候

大君殿下覽所ニ付別紙之通ニ布告有之候旨心附之
為メ右寫差送リ候共候申入候旨具謹言

慶應二年丙寅八月廿七日

井上河内守花押

松平用房守花押

外務省

送翰九月五日ノ條ニ載ス

松平縫殿殿 殿 花押

夕 子 清

公方様 雨不例 被成 雨度 候 交
雨養生 不被 為 叶 去 凡 廿 日 卯 上 刻 於 大 坂 表 薨 所 被 送
候

外 務 省

外務省

通 白 被 押 出 産 通
一 摺 中 初 言 攝 所 相 續 被 裁 去 凡 廿 日 介 上 攝 々 奉 祿 候 奉

外務省

夕
糸
浦

Blank area with vertical lines and a faint signature.

丙寅八月廿八日

千八百六十六年癸十月五日神奈川に於て

に戸外國事務宰相閣下より呈す

八月二十五日附之貴報より添ある目録の通り賜物四

品を満足して存せしむ

余は品物を所持して余に閣下とのより文書の陸接

と為る候しと様教白

ラーギユストテキント

往翰本月廿五日ノ條ニ載ス贈品受取ニ旨申出
ル迄ナレハ別ニ回答ニ及ハナリシ者ナリ

外務省

夕
霧
霜

丙寅八月廿九日

白身義レドレスセ、アレンシラン、ラロウクス君及ロイ
ク社中の製作場にて製せる軍銃見セ本大長殿下へ
差上代將

エコーロド銃

カラベーン銃 諸道具兼ユヤタカ製入サーベル

附屬

一筒ヲ付 六十五フランク

エコーロド銃

ヤーゲル銃 同上ノ諸道具附屬

夕霧霜

一筒、付

六十八フランシク

エニヒールト被

ケウエール鏡

銃鎗附属

一筒、付

五十フランシク

元巴類筒

レハシセラフ製他 中径十二線ノ者

一筒、付

四十七フランシク、羊

把黎斯府

為登所

ゲアルーテルス、デ、ロットシキルド

夕
糸
箱

丙寅九月三日

白耳義使節の支取証憑指廻一
中少義使節中上候書付

外 用 奉 行

埃裡支取廻致白耳義使節占門各々御小銃兩
上之美、舟惣切、候旨以云々申立且別紙差出

候旨即及得為致右申立候覺書上表上埃段申上

并以上

寅九月

栗 池 仔 孫 守

栗 田 日 向 守

小 登 官

夕
外務省

星野 俊中守

江連 加賀守

石野 龍前守

小出 大和守

川勝 近江守

丙寅八月廿九日

白耳我國使節に引合ふ事申候覺

信 銅 孫 一

一 此程より西國政府より小銃西買上相成候を
見届仕候受有る大拙古取之の候受百二
十フランク程より高價より有る様より西不益自
存候間自國製造所より西買上相成候より取
も新規より且價も廉直より有るを候候六
十フランク程より有る即此程

外務省

大君に献上仕候もの、内々様と前文之品又
有之候右所買入之品も後々改及にアゲント
所命し被成候得も所給合宜爰候変右様にも
被成並候ハ、自國製造所に在り申遣し相
成候之差支無之候得共代料所渡方所不給合
又可有之候傳國巴里於て英國と取引被し候
幕府と為整度有之右に所托し相成候ハ、可
然る程後近日傳國郵船に寄組支那に罷越九
々三ヶ月滞在此あり候積之候間亦所買入之
思召之候ハ、上海在留自國岡士方に所書状

所遣し相成候ハ、所買入方何と被高女仕取
付可申候間右之執奉行宛に所申立有之度候

事務

夕
務
省

丙寅九月五日

千八百六十六年十月十一日換候に於て

江戸外國事務宰相閣下、呈上

慶應二年八月廿七日附の貴翰を落子、セイ子マ

イエステイト大君の長逝、給ひ、を聞て之を懇歎

す

余、新嘉の政府たる日本の事後を祈り、忠愍教白

ラトギエストテキント

往翰八月廿七日ノ條ニ載ス返翰ナレハ別ニ四
答及ハサリシ者ナリ

外務省

[Blank columns for text]

丙寅九月八日仕出

一 云 凡 六 日 丙 尊 殿 丙 著 之 儀 三 付 報 告 申 上 御 意 旨

之 丙 書 翰

但 一 丙 書 簡 々 本 月 七 日 附 之

四 百 三 拾 五 番 々 以 廻 一 出 又

廢 物

此 書 散 佚 ス 申 テ コ 二 書 翰 月 録 ノ 所 載 ヲ 揚 ク

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

通 28-0422

夕
釋
譜